

2/16
(火)

3/15
(火)

市・県民税、国民健康保険税

申告の相談・受付が
始まります！

※2月16日(火)から3月7日(木)までの間は、各会場へ市職員が出勤しますので、市役所税務課窓口で申告の受け付けはできません。
市役所での申告は3月8日(金)から3月15日(木)までの間でも願います。

問い合わせ

税務課市民税係

☎22・7732

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。申告が必要な人は、必要書類をご確認のうえ、会場へお越しください。

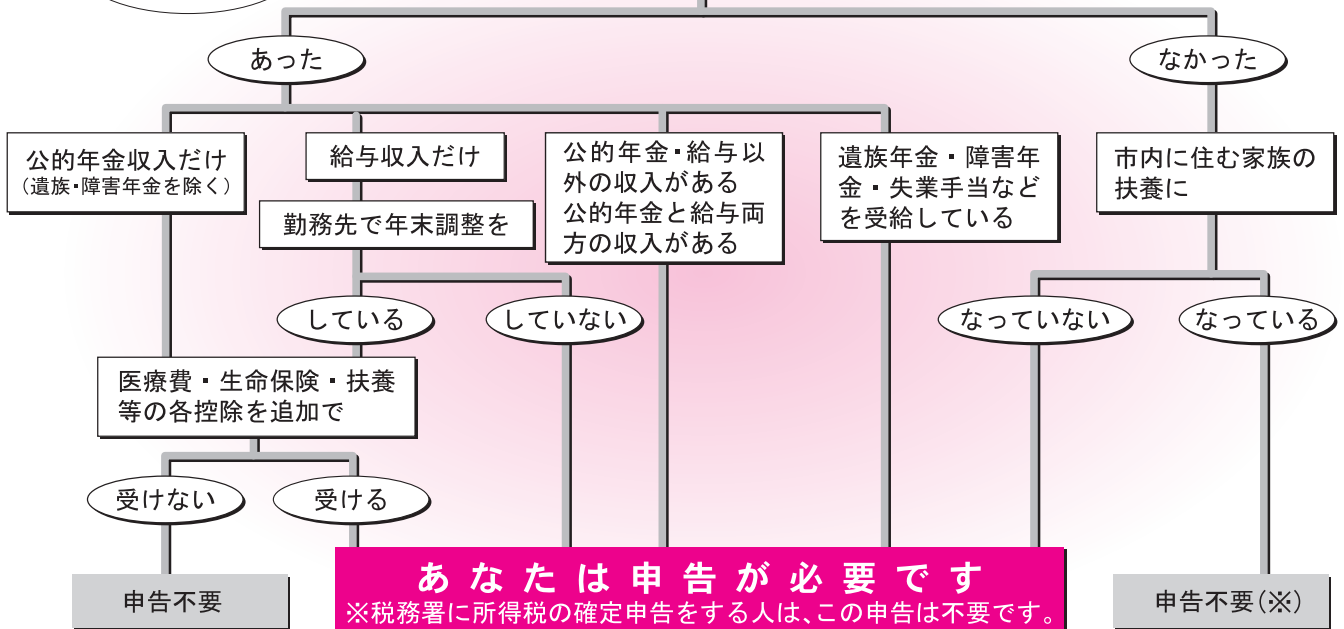
※申告期間中、都合により会場に来られない人、あるいは市外に転出している人は、郵送で申告することもできます。

必要書類等

- ① 印かん
- ② 平成27年中の収入・支出が分かる書類、源泉徴収票(給与・年金など)、支払証明書など
- ③ 営業・農業・不動産の所得がある人は、収支内訳書と経費区分ごとの領収書
- ④ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに仕分けした領収書と集計した明細書
- ⑥ 国民年金保険料等の控除証明書または領収書
- ⑦ 年の途中で転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税(料)の領収書など
- ⑧ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

申告は必要？
不要？

平成28年1月1日現在、竹原市に住んでいる人で、
平成27年中に収入が



※このフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。
※その人自身の所得(課税)証明書が必要な場合は、申告が必要です。

申告受付日程表

受付時間 9時～11時30分
13時～16時

各会場、午後からは比較的空いていますので、ご利用ください。

お住まいの地域の受付日に都合が悪い場合は、都合のよい日の会場へお越しください。

● 2月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
忠海東公民館	2	16	火	忠海東町一丁目・四～五丁目
小梨公民館		17	水	小梨町 (※1 午前のみ)
忠海公民館		18	木	忠海東町二～三丁目・忠海中町一～三丁目
		19	金	忠海中町四丁目・忠海床浦・忠海長浜
大乘公民館		22	月	高崎町
		23	火	福田町
吉名公民館		24	水	毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場
		25	木	西条・東条・港・曾井
中通公民館		26	金	中通・大応・上条・成井
大井公民館		29	月	大井・宿根・築地

● 3月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
東野公民館	3	1	火	東野町
荘野公民館		2	水	新庄町・西野町
仁賀生活改善センター		3	木	仁賀町 (※1 午前のみ)
田万里公民館		4	金	田万里町 (※1 午前のみ)
竹原西公民館		7	月	塩町二丁目～四丁目・竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
		8	火	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
市役所ロビー (※2)		9	水	中央一丁目～五丁目
		10	木	本町一丁目～四丁目
		11	金	田ノ浦一丁目～三丁目
		14	月	港町一丁目～五丁目
		15	火	指定なし

※1 小梨公民館・仁賀生活改善センター・田万里公民館の受付は午前のみです。

※2 市役所ロビーの受付は、8時30分からです。

確定申告と納税は期限内に！

● 所得税及び復興特別所得税・贈与税

申告・納期限 3月15日(火)まで
口座振替日 4月20日(水)

● 個人事業者の消費税及び地方消費税

申告・納期限 3月31日(木)まで
口座振替日 4月25日(月)

公的年金などを受給している人へ

公的年金などの収入金額が **400万円以下**で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が **20万円以下**である場合には、**確定申告は必要ありません。**

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

給与所得のみの方も所得税の確定申告が必要な場合があります！

次のいずれかに該当する場合は、給与所得しかない人も所得税の確定申告をしてください。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人 など

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」に「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。ぜひご利用ください。

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485